

# 一般社団法人日本認知・行動療法学会認定認知行動療法スーパーバイザー

## 認定規程

第1条 一般社団法人日本認知・行動療法学会（以下、「本学会」という。）学会認定認知行動療法スーパーバイザー認定規程は、本規程の定めるところによる

第2条 審査は、スーパーバイザーとして認知行動療法師を指導するに必要な知識、技能等について行う。

第3条 スーパーバイザー認定を申請しようとする者は、次の各項目に該当しなければならない。

- 一. 認知行動療法師を取得後、5年以上を経過し、1回以上更新を受けている者
- 二. 本学会が定めたスーパービジョンに関する研修を修了している者

第4条 前条の規程にかかわらず、認知行動療法師資格創設後 3 年の間は移行措置として、本学会が指定するトレーニングガイドラインのレベルを証明できる業績が存在し、かつ行動療法・認知行動療法について十分な臨床実績があることが証明できる書類としてケースレポート（刊行済みのものも可とする）を 2 編以上提出する場合は、スーパーバイザー認定を申請できるものとする。ただし、専門行動療法士であれば、ケースレポートの提出は不要とする。

第5条 スーパーバイザー認定を申請しようとする者は、所定の申請書、SV経歴（スーパービジョンを行った経験）の証明書等に審査料を添えて認知行動療法師資格制度運営委員会宛に申請する。

第6条 資格審査は、書類審査および面接試験により行う。

第7条 認定料は細則にて定めるものとする。

第8条 認定を受けた者は、本学会の認知行動療法スーパーバイザー名簿に登録される。登録された者には認定証を交付する。認定証の有効期限は5年とし、別に定める手続きを経て更新することができる。

第9条 本規程の改定は、理事会の承認を得るものとする。

### 附 則

1 本規程は、2020年1月12日より施行する。

### 附 則

1 本規程の改定は、2022年8月7日より施行する

## 一般社団法人日本認知・行動療学会認定認知行動療法スーパーバイザー認定規程細則

第1条 一般社団法人日本認知・行動療学会（以下、「本学会」という。）学会認定認知行動療法スーパーバイザー認定規程（以下、「スーパーバイザー規程」という。）に基づき、本細則を定める。

第2条 スーパーバイザー規程第4条にて定める書類は

- 1 申請書
- 2 スーパーバイザー研修証明書
- 3 スーパーバイザーからのフィードバックとする。

第3条 スーパーバイザー規程第4条にて定める基準は以下の通りである。

A領域：認知・行動療法に関する著作

- ・ 著書：単著・共著は問わない。分担執筆の場合は、担当箇所のみを業績とする。編集、監修は含まない。
- ・ 論文：単著・共著・査読の有無は問わない。ただし連名著者は、筆頭著者、第二著者、責任著者（corresponding author）、最終著者（last author）のみ認める。

B領域：認知・行動療法に関する学会発表

- ・ 本学会が主催する研修会の講師
  - ・ 本学会大会における教育講演、シンポジウム、事例発表
  - ・ 関連学会が主催する教育講演、シンポジウム、事例発表、研修会講師
- 学会発表については責任発表者のみ業績として認める。

C領域：大学・大学院での教育経験

D領域：国際的なセラピストの資格

Academy of Cognitive therapy等をはじめとした国際的に認められた治療者資格を有する者については、その領域において業績とすることを認める。

第4条 認知行動療法スーパーバイザー認定の有効期限は5年とし、更新ができる。

第5条 本学会は認知行動療法スーパーバイザーの継続的な研鑽を目的とした研修の機会として、スーパーバイザー研修会とスーパーバイザー連絡会議を年に1回以上開催する。

第6条 スーパーバイザー規程第7条にて定める審査料は30,000円、資格登録料は20,000円とする。

第7条 認定を更新する者は、所定の申請書、証明書等を添えて、認知行動療法師資格制度運営委員会宛に申請する。

- 1 認知行動療法師資格制度運営委員会における更新の審査は、原則的には書類審査により実施され、理事会の議を経て決定される。

- 2 更新申請者は更新希望日から起算して過去5年間において、以下のイを含む10以上の単位（別表参照）を取得していることを原則とする。
  - イ 本学会の主催する認知行動療法スーパーバイザーのための研修会もしくはスーパーバイザー連絡会議
  - ロ 本学会の主催する研修会
  - ハ 連携学会の主催する認知行動療法についての研修会
  - ニ 認知行動療法についての学会発表、研究論文等の業績  
学会発表、研究論文等の業績については別表に基づいて委員会が単位を認定する。  
また、連名発表については、筆頭著者、第二著者、責任著者（corresponding author）、最終著者（last author）に該当する者のみを認める。
  - ホ 本学会が設置するデータベースへの症例登録
  - ヘ 認知行動療法師の取得申請者が学会に報告した症例のスーパービジョン実施経験

#### 第8条 資格更新

- 1 海外留学、病気などやむをえない事情がある場合は、更新申請者の願い出により、更新を1年間猶予することができる。その場合、猶予された年数あたり3,000円を、次回更新時の登録料に加算する。
- 2 認知行動療法スーパーバイザーの更新が認められた場合、同時に認知行動療法師も更新される。
- 3 認知行動療法スーパーバイザーを持つ者のうち、本学会に対して著しい功があったと認められた者に関しては、理事会の議を経て更新手続きを省くことができる。

#### 第9条 更新時の資格登録料は20,000円とする。

#### 第10条 本細則の改定は、理事会の承認を得るものとする。

##### 附 則

- 1 本細則は、2020年1月12日より施行する。

##### 附 則

- 1 本細則の変更は、2022年5月29日より施行する。

##### 附 則

- 1 本細則の変更は、2022年8月7日より施行する。

##### 附 則

- 1 本細則の変更は、2022年9月23日より施行する。

(別表)

領域	内 容	単 位
イ	認知行動療法スーパーバイザー研修会	受講 1 回 = 1 単位
	認知行動療法スーパーバイザー連絡会議	講師 1 回 = 2 単位
ロ	本学会大会における研修会・ワークショップ	受講 3 時間あたり 1 単位 講師 3 時間あたり 2 単位
	認知行動療法セミナー	
	その他、本学会主催の研修会・ワークショップ	
	認知行動療法コロキウム	参加 1 日 = 1 単位
ハ	認知行動療法に関する研修会・ワークショップ	受講 3 時間あたり 1 単位 講師 3 時間あたり 2 単位
ニ	本学会での研究発表/シンポジウム（話題提供・指定討論） <sup>*1</sup>	発表 1 回 = 1 単位
	他学会での認知行動療法に関する研究発表/シンポジウム（話題提供・指定討論） <sup>*1</sup>	発表 1 回 = 0.5 単位
	認知行動療法コロキウムでの事例発表/コメンテーターと認知行動療法研究コロキウム報告への掲載	1 セット = 2 単位
	認知行動療法に関する学術論文 <sup>*1</sup>	認知行動療法研究 1 報 = 2 単位 他雑誌 1 報 = 1 単位
	他学会等における認知行動療法についての普及活動	1 回 = 1 単位
ホ	本学会が設置するデータベースへの症例登録	1 症例 = 1 単位
ヘ	認知行動療法スーパーバイザーとして行ったスーパービジョン経験	5 回 = 1 単位

<sup>\*1</sup> 連名発表については、筆頭著者、第二著者、責任著者 (corresponding author)、最終著者 (last author) に該当する者のみを認める。